

| NO. | サービス種類 | 質問項目 | 質問内容詳細（神戸市HP掲載文） | 神戸市の回答 |
|-----|------------|---------------|---|--|
| 1 | 就労継続支援（B型） | 報酬の算定要件に関する質問 | 短時間利用減算について、算定利用時間とは、来所から退所まで（休憩時間を含む時間）でよいか。 例えば、10時から14時までの利用者が昼休憩を1時間とった場合、工賃が発生しているのは3時間となるが、この場合この方は4時間未満の利用者に含まれるのか。 | 利用開始時間から利用終了時間で算定してください。 なお、当該減算は【「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系】の基本報酬を算定している事業所のみが対象です。 |
| 2 | 就労継続支援（B型） | 報酬の算定要件に関する質問 | 従来は工賃総額を支払い対象者数で除していたが、2024年度の基本報酬を届出の平均工賃月額を新方式で算出すればよいか。 | 2024年度の基本報酬区分の平均工賃月額を算定する際は、報酬改定後の算定方法（2023年度の年間工賃支払総額÷2023年度の利用者数）で算定してください。 |
| 3 | 就労継続支援（B型） | 報酬の算定要件に関する質問 | 2024年4月にサービス費を請求する際（3月の通所実績に対する請求）、見直された新しい基本報酬で請求してもよいか。 | 2024年3月のサービス提供分の報酬請求は、請求日が2024年度であっても、2023年度の基本報酬で請求してください。 |
| 4 | 生活介護 | その他 | サービス提供時間が9時～16時（7時間）の場合、7時間以上8時間未満の提供時間として算定して問題ないか。 | サービス提供による報酬は、現に要したサービス提供時間ではなく、生活介護計画（個別支援計画）に位置付けられた生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定してください。 なお、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込んでください。 |
| 5 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 4月より法改正が施行されますが、現時点で個別サポート加算がついている方はそのまま4月以降も算定可能でしょうか。 | 放課後等デイサービスについて受給者証に個別サポート加算Ⅰの表記がある場合、2024年4月以降も同一の給付決定期間内は、個別サポート加算Ⅰのケアニーズの高い障害児（就学児サポート調査表13点以上）にあたります。 なお、著しく重度の障害児に該当する場合は、改めて受給者証に個別サポート加算Ⅰ（重度）と表記し、再発行します。 |
| 6 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 下記のようなサービス提供時間が6時間で計画支援時間が5時間を超える場合の1時間を超える部分は延長支援加算として算定可能ですか。＜サービス提供時間＞ 10:00～16:00 ＜計画支援時間＞ 10:00～16:00 15:00～16:15 上記の場合 10:00～15:00 : 基本報酬 15:00～16:15 : 延長支援加算 として考えてよいですか。 | この度の基本報酬の改定に合わせて改定された「延長支援加算」については、下記の算定要件を満たす必要があります。 ①加算の届出を行っていること。 ②算定しようとする児童の個別支援計画に定めた支援に要する時間（「計画時間」という。）が5時間（放課後等デイサービス平日は3時間）であること。 ③運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること。 ④延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に記載し、保護者の同意を得ていること。 ⑤延長支援時間は計画時間の前後で、1時間以上で設定されていること。（前後の時間を合算して1時間以上とすることは不可。また、送迎時間は含まない。） ⑥延長支援を行う時間帯に2人以上の従業者を配置すること（利用児童10名以下の場合）。うち、1人以上は人員基準により置くべき従業者（児発管を含む）を配置すること。 ⑦実利用時間をサービス提供実績記録票に記録すること。 請求に当たっては、計画時間に応じた区分で算定してください（計画時間よりも長くなった場合も計画時間で算定してください）。計画時間より実利用時間が短くなった場合はその理由に関わらず、実利用時間により算定してください。利用者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間の未満の区分での算定してください。その場合でも30分以上の支援時間であることが必要です。 |
| 7 | 放課後等デイサービス | 届出に関する質問 | 令和6年4月からの報酬改定に対応したこの届出書（様式第5号給付費算定にかかる体制等に関する届出書）はいつ公示されるのか。 また、令和6年4月からの体制についての届出書の提出期限はいつになるのか。 | 届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。期限はホームページに掲載のとおりです。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html |
| 8 | 放課後等デイサービス | 届出に関する質問 | 新規の契約書や新規重要事項説明書の様式はあるのか。 | 神戸市において、契約書や重要事項説明書の様式を定めておりません。 下記の本市HPに掲載している集団指導の資料を確認の上、見直しをお願いいたします。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/syuudanshidou/syogai-r5.html |
| 9 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 延長支援加算についての質問です。営業時間内であっても平日は3時間以上、学校休業日は5時間以上の支援（各区分1時間以上の利用）を行った場合は延長支援加算を申請できますか。 | No. 6 でまとめて回答します。 |
| 11 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 専門的支援体制加算の要件について ①この加算の要件は、基準人員2名（児童定員10人の事業所）のほかに加算の要件に達した1名の計3名必要ですか？ ②基準人員の一人がこの要件に達していても体制加算は算定されないのですか？ ③児童指導員等加配加算を算定する場合は、この3人目の人員で体制加算と加配加算の両方を算定できますか？ ④もしくはそれぞれ加算を算定するための人員を配置し計4人となりますか？ | 専門的支援体制加算は、基準人員（児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等の専門職員を1以上配置（常勤換算による配置）し、支援を行った場合に算定するものです。 したがって、基準人員の一人が専門職員である場合は、算定できません。また、同一人物について児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の両方を算定することはできません。 |
| 12 | 就労継続支援（B型） | 届出に関する質問 | 令和6年4月からの報酬改定に対応したこの届出書（様式第5号給付費算定にかかる体制等に関する届出書）はいつ公示されるのか。 また、令和6年4月からの体制についての届出書の提出期限はいつになるのか。 | No. 7 の回答のとおり。 |

| NO. | サービス種類 | 質問項目 | 質問内容詳細（神戸市HP掲載文） | 神戸市の回答 |
|-----|------------|---------------|--|---|
| 13 | 生活介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | <p>①サービス提供時間については、個別支援計画に記載する支援の標準的な時間が不明瞭でどのように算出するのか。利用実績がある方は昨年度の平均利用時間なのか、目標や相談の上の設定するのか。</p> <p>②昨年度からの利用者の現在個別支援計画にサービス提供に係る標準時間は記載していない項目ですので、いつまでに訂正が必要なのか。通常の見直しや更新時期にあわせて良いのか、4月中にしないとイケないのか、その場合、4月分の請求時は実利用時間となるのか。</p> <p>③前年度の平均利用者数を算出する場合、実利用時間にて0.5や0.75、1.0人と判断して算出して良いのか。</p> <p>④実利用時間と個別支援計画に記載している時間が異なっていれば個別支援計画を見直すようにとも記載がある、どの程度異なると問題になるのか。</p> <p>⑤4/15締切となっているが、まとめて今後の請求も前年度の平均利用者数算出も実利用時間で算出して良いか（配慮や送迎時間などは両方含ない）。</p> | <p>①生活介護サービス費の所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、事業所において作成した生活介護計画に基づいて行われるべきサービス提供のための標準的な時間に基づき算定してください。</p> <p>②生活介護計画の見直しや更新時期に併せて標準時間を記載してください。令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込んでください。</p> <p>③例えば、以下のとおり計算してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aさんのサービス提供時間 → 平均6時間（3月の実績） ・Bさんのサービス提供時間 → 平均7時間（聞き取りによる見込み） ・Cさんのサービス提供時間 → 平均6時間（3月の実績＋配慮事項を勘案） <p>→ 2人×0.75＋1人×1＝2.5人</p> <p>④生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合に、生活介護計画を見直してください。</p> <p>⑤報酬請求に係る所用時間は、上記②のとおり令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込んでください。前年度の平均利用者数は、上記③のとおり計算してください。</p> |
| 15 | 放課後等デイサービス | 人員基準に関する質問 | <p>重心型の児童発達支援・放課後等デイサービスを運営しています。現在5人定員ですが、R6改定で重心型の利用定員が5人以上7人以下となりましたが、5人以上7人以下で受け入れる場合の人員配置はどうなりますか。また4月以降7人以下受け入れる場合には、新たに定員の変更届は必要ですか。</p> | <p>利用定員を変更する場合は、指定変更の手続きが必要です。基準人員の規定は同じですが、利用児の安全等が確保できる人員を配置してください。</p> |
| 16 | 計画相談支援 | 届出に関する質問 | <p>令和6年度の報酬改定に伴い分類が増えた加算（児童指導員等加配加算、専門的支援加算、個別サポート加算、強度行動障害児支援加算）については、改めて届出は必要か。</p> | <p>届出の提出がなければ、低い方の区分として取り扱います。届出様式はホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html</p> |
| 17 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | <p>児童指導員等加配加算について質問です。その他従業員とは具体的にどのような人が該当しますか。特に資格等を持っていない非常勤職員でもあてはまりますか。</p> | <p>その他従業員とは、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員、看護職員等の資格等を持っていない従業員で、常勤、非常勤を問いません。児童指導員等を配置した場合と報酬単価が異なります。</p> |
| 18 | 児童発達支援 | 報酬の算定要件に関する質問 | <p>児童指導員等加配加算の取得条件は経験年数で判断し、保育士や児童指導員の区別はなくなった理解でいいですか。また、専門的支援加算条件の理学療法士等とは昨年までの5年以上の保育士も含まれますか。児童発達支援・放課後等デイサービスに分けて教えてください。</p> | <p>令和6年度報酬改定により、専門職による支援は専門的支援加算で、経験ある人材の活用は児童指導員等加配加算で評価されることになりました。児童指導員等加配加算について、お見込みのとおりに児童指導員、保育士の区別はありません。配置形態（常勤・非常勤等）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じた報酬区分となっています。専門的支援加算は、体制加算と実施加算の2段階で評価されます。体制加算で配置する専門職員に、保育士・児童指導員（資格取得後に5年以上児童福祉事業に従事したものに限り。）が含まれます。児童発達支援・放課後等デイサービス同様です。</p> |
| 19 | 児童発達支援 | 届出に関する質問 | <p>令和6年度の報酬改定に伴い分類が増えた加算（児童指導員等加配加算、専門的支援加算、個別サポート加算、強度行動障害児支援加算）については、改めて届出は必要か。</p> | <p>No. 16の回答のとおり。</p> |
| 20 | 就労継続支援（B型） | その他 | <p>就労選択支援に関して、実施主体になる為にはどのように申請を行えばよいのか。また、就労選択支援員の要件である就労選択支援員養成研修の修了に関して、経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなすとあるが、基礎的研修とはどのようなものでどのように受講するものか。また、基礎的研修と同等以上の研修の修了者とは具体的にどのようなことを指すのか。</p> | <p>研修など就労選択支援の詳細については、現段階で国から通知がありませんので回答できません。</p> |
| 21 | 就労継続支援（B型） | 報酬の算定要件に関する質問 | <p>利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（就労継続支援B型サービス費Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）を算定する就労継続B型事業所において、新たに、利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合に短時間利用減算が適用されることになるが、やむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外できる。やむを得ない理由とは具体的にはどんな理由か。また、そのやむを得ない理由について、どのように申請が必要か。</p> | <p>「短時間利用となるやむを得ない理由」がある利用者とは、重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因する理由によりやむを得ず5時間未満の利用になってしまう利用者や、遠方からの利用者でやむを得ず送迎に長時間を要する利用者等であり、この利用者は、減算の算定対象となる利用者数の割合の算定から除外できます。手続きについては、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けることが必要です。</p> |
| 22 | 就労継続支援（B型） | 報酬の算定要件に関する質問 | <p>利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（就労継続支援B型サービス費Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）を算定する就労継続B型事業所において、新たに、利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合に短時間利用減算が適用されることになるが、どういう計算方法で求められるのか。</p> | <p>以下の方法により算出した割合が100分の50以上である場合に、短時間利用減算を適用することになります。</p> <p>①各利用者について、前3月における利用時間の合計時間を、利用日数で除して、利用日1日当たりの平均利用時間を算出する。</p> <p>②当該月における、①により算出した平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数を、事業所の利用者の延べ人数で除する。算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算する。ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外する。（算出例）個々の利用者の前月の合計利用時間数と前月の合計利用日数から前月の平均利用時間を算出し、平均利用時間が4時間未満の利用者の延べ人数と事業所の利用者の延べ人数による算出</p> |
| 23 | 放課後等デイサービス | 届出に関する質問 | <p>令和6年障害福祉サービス等報酬改定により「延長支援加算」の見直しが行われました。延長支援加算を請求するにあたり、市へ加算届を提出する必要がありますか。</p> | <p>No. 6でまとめて回答します。</p> |

| NO. | サービス種類 | 質問項目 | 質問内容詳細（神戸市HP掲載文） | 神戸市の回答 |
|-----|------------|---------------|---|--|
| 24 | 就労継続支援（A型） | 届出に関する質問 | 就労継続支援A型事業所におけるスコア表が更新されていないが、いつ更新されるのか。 | 届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html |
| 25 | 放課後等デイサービス | 運営基準に関する質問 | 多機能型の事業所です。児童発達支援は新年度からは、最長5時間です。放課後デイサービスにおいても、休日の場合5時間利用が最長です。以前は放課後デイサービスは、休日のサービス提供時間は、6時間でないと報酬単価が低く設定されていました。新年度は、長期休暇の場合、それぞれ利用者の利用時間に合わせて報酬が決まることとなり、サービス提供時間を利用者の利用時間に合わせて、5時間以内にすることも可能になります。児童発達支援も同様の考え方でいいですか。 | 令和6年度の報酬改定で、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬において、支援の提供時間に応じた区分が導入されました。「支援の提供時間」は、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間）です。なお、営業時間（運営規程に定める事業所としてのサービス提供時間）が6時間未満に該当する場合の開所時間減算については変更なく、適用されますのでご留意ください。 |
| 26 | 共同生活援助 | 報酬の算定要件に関する質問 | 令和6年4月から強度行動障害の方を受け入れた際に、受入の加算180単位/日に加え、180日以内は初期加算（400単位/日）を算定できるが、昨年度の2月や3月に入居した強度行動障害の方はどのように算定をするべきか。例えば、令和6年2月や3月のように同年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うのか。 | 令和6年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して180日を経過していない場合は、180日から加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの期間を差し引いた期間について初期加算を算定してください。 |
| 27 | 居宅介護 | 届出に関する質問 | ・2024年4月、5月は前年度と同じ区分で算定 ・2024年6月は新加算「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ」を算定しており、上記で届出をする場合、すべての月の分の計画書は4/15締切だが、体制届と体制等状況一覧表は4月・5月分は不要、6月分は5/15締切という考え方でよいか。 | 処遇改善加算等を2024年4月、5月に前年度と同じ区分で算定する場合の提出書類は、処遇改善計画書のみとなります。提出期限は4/15です。 ※厚生労働省の案内では、体制届・体制状況一覧表（4、5月分と6月以降分の両方）、処遇改善計画書を4/15までに提出することとなっていますが、神戸市では取り扱いを変更しています。 |
| 28 | 就労継続支援（B型） | 報酬の算定要件に関する質問 | 食事提供体制加算の算定に当たり、下記の要件を満たす必要があるということでしょうか。 ①当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 ②食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 ③利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。。 | お見込みのとおりです。 |
| 29 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 個別サポート加算（Ⅰ）基準人員が強度行動障害（基礎）を持っていても算定できるか。基準とは別の人員配置が必要ですか。 | 個別サポート加算（Ⅰ）については、①受給者証に記載されたケアニーズの高い障害児を対象とする加算、②この障害児に対して強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して、当該職員が当該児童に支援を行った場合に更に30単位を加算するもの、③受給者証に記載された全介助を必要とする著しく重度の障害児を対象とする加算の3種類があります。 ②については予め届出を行ったうえで、対象の児童に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置してその者が支援した場合に算定できます。児童発達支援管理責任者は直接支援を行わない人員のため不可ですが、それ以外の基準人員であれば可です。 |
| 30 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 個別サポート加算取得にあたりサポートが必要な児童に支援を行った際は普段の記録とは別で専用の記録が必要ですか。 | 児童相談所等との連携が必要な要保護児童・要支援児童を対象とした個別サポート加算（Ⅱ）及び不登校の状態にある障害児を対象とした個別サポート加算（Ⅲ）については、当該支援の記録の作成・保管が算定要件とされています。個別サポート加算（Ⅰ）については、個別サポートⅠが記載された受給者証の写しの保管が必要ですが、専用の記録は要件となっていません。 |
| 31 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 専門的支援実施加算は配置した専門的支援体制加算の人員が指導した場合に限りますか。小集団を2グループ行う際の追加の人員は専門職以外（その他職員等）でも可能ですか。 | 専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）による実施又は指定通所基準の規定により配置すべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能とする。この場合、小集団ごとに指定通所基準の規定による人員基準を満たす必要はない。 |
| 33 | 児童発達支援 | 報酬の算定要件に関する質問 | 基本報酬・時間区分について① 4時間の支援時間（区分3）算定している利用者が、受け入れ後体調不良により帰宅した場合は、実際のサービス提供時間に関わらず区分3として算定しても良いという認識で間違いはないでしょうか。また、このような場合はサービス実績記録にはどのような形でサービス提供時間を記載をすれば良いのでしょうか。 基本報酬・時間区分について② もしも①の条件で30分以内に帰宅した場合は利用したと見做されないのであれば、代わりに欠席時対応加算を算定しても良いのでしょうか。 | 利用者の都合により個別支援計画に定めた提供時間より実際のサービス提供時間支援時間が短くなった場合には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することになり、30分未満となった場合でも算定可能です。実際に支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録しておくことが必要です。なお、欠席時対応加算Ⅱは令和6年度に廃止されており、欠席時対応加算Ⅰは要件が異なるため算定できません。 |
| 36 | 児童発達支援 | 報酬の算定要件に関する質問 | 専門的支援体制加算【旧・専門的支援加算】について 旧専門的支援加算の算定要件として、”指導員加配加算を算定した人員に加え、更に一人配置する”（＝定員10名以下の場合、児発管①人+指定基準②人+指導員加配加算分①人+専門的支援加算分①人の計⑤人配置）となっていました。今回の改定後の専門的支援体制加算でもその要件は変わらないのでしょうか。それとも『基準の人員に加え』とあるので、指導員加配加算の算定は要件に入らなくなったと考えて良いのでしょうか。 | No. 11をご参照ください。 |
| 37 | 放課後等デイサービス | 処遇改善加算に関する質問 | 旧3加算は「処遇加算Ⅰあり 特定加算なし ベア加算あり」だが、法人内一部の事業所で、キャリアパス要件ⅣをR6.4～満たす職員が1以上となり、「別表様式6-2（4）令和6年4月以降の加算区分の特定加算」が「なし」から「Ⅱ」へ自動算定された場合、加算の区分が変更になったとして加算届・体制届・体制状況一覧表の提出が必要か。 | お見込みのとおり。 |

| NO. | サービス種類 | 質問項目 | 質問内容詳細（神戸市HP掲載文） | 神戸市の回答 |
|-----|------------|---------------|---|---|
| 38 | 保育所等訪問支援 | 処遇改善加算に関する質問 | 本年度から指定を受けて運営しており、指定申請時には、処遇改善加算はナシ、訪問支援員特別体制での加算はアリで提出しているが、処遇改善計画書の提出は必要か。 | 処遇改善加算を算定する場合は、加算届を提出して下さい。 |
| 39 | 生活介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | 生活介護サービス費は障害者支援区分とサービス提供時間で単位数が異なるが、医師の診断や計画相談上、やむを得ない理由により短時間(1時間程)しか事業所で過ごせない場合であっても3時間未満の単位数になるのか。それとも、医師の診断書等がある場合は、7時間以上8時間未満の単位数になるのか。 | 短時間（1時間程度）の利用者を、7時間以上8時間未満の単位数で算定することはできません。生活介護サービス費は、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものです。医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提です。 |
| 40 | 放課後等デイサービス | 処遇改善加算に関する質問 | 処遇改善加算の1/2は4月より基本給に含むということだが、法定福利費も1/2の中に含まれるのか（基本給+法定福利費で1/2にしてもよいのでしょうか） | 法定福利費も含まれます。 |
| 41 | 児童発達支援 | 報酬の算定要件に関する質問 | 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の意思疎通に関し専門性を有する者を配置とありますが、具体的にはどのような人材ですか。 | （視覚障害）点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 （聴覚障害又は言語機能障害）日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者 （障害のある当事者）障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者 |
| 42 | 児童発達支援 | 報酬の算定要件に関する質問 | 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）の基礎研修修了者とは、強度行動障害支援者要請研修の基礎研修ですか？基礎研修修了者をどのくらい配置する必要がありますか。 | 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置する必要があります。配置要件については、常勤換算に限らない単なる配置で可能です。 |
| 43 | 児童発達支援 | 報酬の算定要件に関する質問 | 関係機関連携加算は、（Ⅰ）（Ⅱ）は電話及びZOOMでも可能でしょうか。 | 関係機関連携加算の要件とされている会議については、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して行うことができるものとされていますが、電話やメール、LINEなどは不可です。なお、開催日時・関係機関名・出席者・主な内容等の会議要旨を記録しておく必要があります。 |
| 45 | 児童発達支援 | 処遇改善加算に関する質問 | 既に福祉専門職員配置等加算Ⅲの要件を満たしている状態だが、加算は取得していない。本年から4月から新たにベースアップ加算申請を行いたい。が、可能か。その場合、必要な申請書類は何か。また、処遇改善加算の計画書は、事業所数が10以下の法人でも11以上の方の様式なのか。 | ベースアップ加算の取得は可能です。様式第5号の体制届、別紙1、処遇改善加算計画書を提出してください。処遇改善計画書は事業所数が10以下の法人でも11以上の方の様式で届出してください。 |
| 46 | 生活介護 | 処遇改善加算に関する質問 | 同法人で生活介護事業と就労継続支援B型事業を運営している。4月からB型事業所の人員配置及び工賃区分を変更予定であるが、今回の処遇改善加算申請にあたっては、いずれか先に申請するほうがよいか。 | 処遇改善加算の届出とその他の加算届は、いずれを先に提出しても構いません。届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.htm |
| 48 | 重度訪問介護 | 届出に関する質問 | 令和6年4月より重度訪問介護事業の特定事業所加算を取り下げる（体制要件⑦を満たせない為）申請について。特定事業所加算の終了をチェックし、添付書類は取り下げにつき不要の認識でよろしいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 50 | 居宅介護 | 届出に関する質問 | 体制届と体制等状況一覧表の締切日お伺いしたいです。（HP確認済み） ・2024年4月、5月は前年度と同じ区分で算定 ・2024年6月は新加算「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ」を算定 上記で届出を出す場合、すべての月の分の計画書は4/15締切ですが、体制届と体制等状況一覧表は4月・5月分は不要、6月分は5/15締切という考え方でよろしかったでしょうか。 ※HPには以下のように3通りの記載があり締切日の認識を間違えないために質問いたしました。 計画書の「前年度と同じ区分で算定するとき（継続分）」の項目には ①※体制届・体制状況一覧表は、4,5月分・6月以降分のいずれも提出不要です。と記載有り 計画書の「新規で算定するとき・加算の区分を変更するとき」の項目には 2024年4,5月から新規に算定する場合・加算の区分を変更する場合 ②加算届：2024年4月15日（月曜）※体制状況一覧表は4,5月分・6月以降分の両方を提出してください。と記載有り 2024年6月から新規に算定する場合 ③加算届：2024年5月15日（水曜）と記載有り | 2024年4月、5月に前年度と同じ区分で処遇改善加算等を算定算定する場合は、体制届・体制状況一覧表は、4,5月分・6月以降分のいずれも提出不要です。6月以降に新加算を算定する分の体制届・体制状況一覧表の提出も不要です。 |

| NO. | サービス種類 | 質問項目 | 質問内容詳細（神戸市HP掲載文） | 神戸市の回答 |
|-----|------------|---------------|--|--|
| 55 | 居宅介護 | 処遇改善加算に関する質問 | 介護保険では虐待防止措置実施の有無についての書類提出（介護給付に係る体制状況一覧表）の提出が義務付けられているのですが、障害福祉サービスでは必要ありませんでしょうか。 | 必要ありません。 |
| 56 | 自立訓練（機能訓練） | 報酬の算定要件に関する質問 | この度の報酬改定に伴い、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）」に当センターが該当することに伴い、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）」に関する届出書の届出が必要であると認識をしています。神戸市HPによれば4月上旬掲載と記載があったが、届出について厚生労働省HPに記載のある https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」事務連絡の（加算の届出様式）上から8番目にある「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」様式を厚労省HPから直接ダウンロードして記載後提出してよいか。また、「体制等状況一覧表」も様式が修正されているので、併せて厚労省HPからダウンロードして記載して提出してよいか。当センターは、同加算の対象（41単位）となっており、報酬改定に伴って上述加算（Ⅰ）の対象となっているという認識である。厚労省Q&Aによれば、「4月の当月中に提出すれば4月1日に遡って適用する」との回答があった。同加算等に関する届出は、通常は4/15までの貴市まで届出というルールとの認識だが、今回のみ4月末までの届出で4月中の利用分から算定できて、5月時に同加算改定を反映した形で請求が可能か。 | 届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。ホームページに掲載のとおり、4月16日以降に受け付けたものは5月に請求できず6月の請求となります。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html |
| 57 | 共同生活援助 | 届出に関する質問 | 令和6年4月1日以降の加算の変更は新様式で提出してくださいとあるが、4月上旬に掲載予定と記載されている新様式掲載の具体的な日程を教えてください。 | 届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html |
| 61 | 就労継続支援B型 | 処遇改善加算に関する質問 | これまでの処遇改善加算ではサービス管理責任者を対象としない場合もあった。しかし、新しい処遇改善加算ではサービス管理責任者も対象としてよいか。厚労省の通知（障障発0326第4号令和6年3月26日）3ページを参照。 | サービス管理責任者は処遇改善加算ではなく特定書風改善加算の対象です。3頁は特定処遇改善加算の配分比率の話を記入したものであり、処遇改善加算の対象の福祉・介護職員については4頁記載のとおりです。 |
| 63 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 専門的支援実施加算の算定について実務経験5年以上の保育士及び児童指導員が実施する個別課題等への支援も対象と考えてよいですか。また、専門的支援体制加算で届け出をしている専門職員が実施する必要がありますか。体制加算の届け出をしていない実務経験5年以上の保育士及び児童指導員が実施してもよいですか。 | 専門的支援実施加算は、理学療法士等を配置し、理学療法士等が個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合に算定します。理学療法士等には、保育士・児童指導員（5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）が含まれます。専門的支援実施加算において配置する理学療法士等は、常勤換算でなく単なる配置で可、基準人員も可とされています。 |
| 64 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 現行での専門的支援加算が専門的支援体制加算になるに伴い放課後等デイサービスの方でも児童指導員等（実務経験5年以上の保育士及び児童指導員）も体制の対象となりますか。 | No. 18をご参照ください。 |
| 66 | 就労継続支援（B型） | 報酬の算定要件に関する質問 | 留意事項通知303に記載されている内容に不備があるのではないかと日本語的におかしいように感じる。厚生労働省に疑義照会いただきたい。詳細は添付資料1ページ目の通り | ご指摘の「⑩目標工賃達成加算の取扱いについて」は、令和6年4月4日発事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について」により、訂正されていますので、ご確認願います。 |
| 67 | 就労継続支援（B型） | 届出に関する質問 | 当事業所で検討中の訪問支援特別加算と地域協働加算について、届け出の様式と条件についてどこに詳しく掲載しているか。 | 届出の様式はこちらでご確認ください。同頁に厚生労働省のリンクがあるので要件の詳細はそちらの通知をご確認ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html |
| 68 | 居宅介護 | 処遇改善加算に関する質問 | 今までは特定処遇改善加算Ⅱを取っていたが、このたび特定処遇改善加算Ⅰを取ろうとしている時、2024年4、5月から新規に算定する場合・加算の区分を変更する場合の計画書・加算届を提出する必要がありますでしょうか。 | 神戸市福祉局監査指導部に提出してください。 |
| 69 | 居宅介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | 居宅介護事業所の特定事業所加算の算定要件についての質問です。（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上）は、1.区分5以上である者 2.喀痰吸引等を必要とする者 3.重症心身障害児及び医療的ケア児のそれぞれ30%以上と読むのか、合計が30%以上と読むのかどちらでしょうか。これまで、1と2の要件で合計が30%以上ということだったと思います。今回は3の要件が追加されたにも関わらず経過措置が追加されたということは、それぞれ30%以上が必要ということでしょうか。 | 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要では、居宅介護の特定事業所加算の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加と記載されています。従来の計算方法を変更するという内容の通知も出ていないため、対象者の合計が30%以上ということになります。 |
| 70 | 就労継続支援B型 | 届出に関する質問 | 人員配置区分を「7.5:1」から「6:1」に変更するために提出しなければいけない確認書類は「勤務形態一覧表」のみでよいか？こちらはファックスで送っていいか？郵送のみか？ | 加算届・別紙1・参考様式1を郵送で提出してください。 |

| NO. | サービス種類 | 質問項目 | 質問内容詳細（神戸市HP掲載文） | 神戸市の回答 |
|-----|-------------|---------------|---|--|
| 72 | 共同生活援助 | 運営基準に関する質問 | 神戸市から後日、令和6年度報酬改定に対応した運営規定のひな型が発表されると回答を得たが、1ひな形発表2個々の事業所に対応したものを作成3作成後、変更届 上記のような、ひな形発表後の変更届で問題ないか。 | 届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai Fukushi/shinse/kasantodoke.html |
| 74 | 就労継続支援（B型） | 届出に関する質問 | HPは見たがまだ見当たらないので、15日までに提出する書式はまだ公開されていないという認識でよいか。 | 届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai Fukushi/shinse/kasantodoke.html |
| 75 | 児童発達支援 | 報酬の算定要件に関する質問 | 専門的支援実施計画を作成とは、雛形がありますか。それとも、独自に作成する必要がありますか。独自の場合、個別支援計画の中で作成してもよいですか。 | 専門的支援実施計画は、個別支援計画を踏まえ、支援を提供する専門職が障害児ごとに作成することが必要ですが、ひな形はありませんが、以下のよう内容が示されています。 ・当該専門職によるアセスメントの結果 ・5領域との関係の中で、特に支援を要する領域 ・専門的な支援を行うことで、目指すべき達成目標 ・目標を達成するために行う具体的な支援の内容 ・支援の実施方法 等 上記の項目に限らず、ニーズに応じた専門的支援に必要であると考えられる項目について記載するとともに、計画的に質の高い専門的支援を提供する上で有効な計画とすることが求められています（例えば、障害特性を踏まえた配慮事項について記載する、個別支援計画の支援との関連性を記載する、支援の改善が図れるような構造とするなど）。 専門的支援計画は、個別支援計画とは別に策定し、あらかじめ保護者の同意を得てください。 |
| 76 | 就労継続支援（A型） | 処遇改善加算に関する質問 | 現在、事業所の体制届の作成を行っており、6月開始の(新)処遇改善加算の算定に関します体制届(加算届)(以下:体制届)の提出について質問をしたい。現在の処遇改善加算の算定は○処遇改善加算Ⅰ ○ベースアップ加算の2つの加算を取得している。本年4月～5も上記の見込み。本年6月からは、新制度移行にて○新制度の処遇改善加算Ⅲを取得の見込み。そこで、上記を前提として体制届について、①体制届は4月体制分と6月体制分と両方の提出が必要か。②6月体制分の体制届様式第5号の異動等の区分での(新)処遇改善加算の取り扱いとしては、「新規」もしくは「変更」のどちらの取り扱いか？③6月体制分の体制届様式第5号の異動等の区分での(旧)処遇改善加算の取り扱いとしては、「終了」の取り扱いか。④(新)処遇改善加算の取り扱いが「新規」、(旧)処遇改善加算の取り扱いが「終了」なら、6月体制分の体制届の様式第5号の特記事項欄は 変更前(旧)処遇改善加算Ⅰ有(旧)ベースアップ加算 有(新)処遇改善加算Ⅲ 無 変更後(旧)処遇改善加算Ⅰ 終了(旧)ベースアップ加算 終了(新)処遇改善改善加算Ⅲ 有と記載するのか。⑤体制届は郵送・持参もしくはオンライン申請のいずれか。⑥処遇改善計画書は郵送・持参もしくはオンライン申請のいずれか。 | ①⑤継続の場合は体制届は不要ですが、新規・区分変更の場合は必要です。継続の場合はE-kobeを、新規・区分変更は体制届と計画書を監査指導部に郵送・持参してください。 ②③④新加算への移行は旧加算からの変更扱いです。 計画書は4,5月分と6月から翌3月のものを作成してください。 |
| 77 | 居宅介護 | 届出に関する質問 | 神戸市HPより、障害福祉サービス事業・障害児支援事業等の体制届(加算届)を閲覧しながらの質問になります。表題の件について、4/15までに届出書必須として、様式第5号「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」・様式第5号別紙1(EXCEL:224KB)とありますが、様式がダウンロードできません。添付資料は以前検索し、ダウンロードしたものになりますが、こちらの提出で合っていますでしょうか。ご回答のほど、よろしくお願ひ致します。 | 届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai Fukushi/shinse/kasantodoke.html |
| 80 | 放課後等デイサービス | 人員基準に関する質問 | 現在常勤の労働者が週40時間、月160時間で勤務しています。この度の改正にともない、営業時間が平日3時間、休校日5時間以下となるため、労使間で労働時間の減少を検討しています。現状の所定労働時間月160時間から月130時間に変更するという内容ですが、その労働者が一番長い労働時間であり、常勤の労働者になるのですが、そのように就業規則および雇用契約書を変更すれば違法性はないと考えますが、いかがでしょうか。また、人員基準の計算上、例えばパート労働者の所定労働時間が月80時間である場合、現在の常勤労働者の所定労働時間160時間であれば、160時間分の80時間=0.5人となり、もし130時間に変更後は、130分の80時間=0.615人となりますが、その考え方で問題ないのでしょうか。130時間のことで常勤換算1人は週32時間以上40時間以内と記載されており、32時間未満は32時間とみなすと規定されているということは、32時間×4週=128時間が下限と考えていいですか。 | 常勤の従業者が一週間に勤務すべき時間数の下限は32時間です。就業規則で32.5時間と定める場合、事業所の従業者の員数を常勤換算する時は32.5時間で除することになります。 この度の報酬改定で、5時間を超える長時間の支援については延長支援加算で評価されることになりました。但し、「開所時間減算」については変更なく、営業時間(運営規程に定める事業所としてのサービス提供時間)が6時間未満の場合は減算となります。また、延長支援加算を算定するには運営規程に定めるサービス提供時間が6時間以上である必要があります。 労働時間の変更については、運営基準や労働関係法令を遵守し、利用児童・保護者のニーズ等も踏まえ、ご判断ください。労働関係法令の解釈については労働基準監督署にご確認ください。 |
| 82 | 就労移行支援（一般型） | 報酬の算定要件に関する質問 | 地域連携会議実施加算について 地域の就労支援機関等と連携して専門的な見地からの意見を求め、就労以降支援計画等の作成・変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に算定が可能であるが、この等には医療機関や相談支援事業所や大学等の教育機関も含まれるのか。 | 利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、地域の就労支援機関等にケース検討会議に参加していただくことにより、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくことが期待されます。 そのため、地域の就労支援機関等としては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、他の就労移行支援事業所、特定相談支援事業所、利用者の通院先の医療機関、当該利用者の支給決定を行っている市町村、障害者雇用を進める企業、その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等が考えられます。 |
| 84 | 生活介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | 留意事項通知の改正によって、重度障害者支援加算Ⅱの算定に係る従業員の研修修了者の配置のうち、行動援護従事者養成研修修了者が削除されているが、経過措置などはあるのか。 | 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)及び行動援護従業者養成研修については、いずれも平成18年度厚労省告示第538号別表第8に定める内容以上の研修をいうものとしているため、いずれかの研修を修了した者であれば、求められる業務及び加算要件を満たすものです。 |

| NO. | サービス種類 | 質問項目 | 質問内容詳細（神戸市HP掲載文） | 神戸市の回答 |
|-----|------------|---------------|--|---|
| 85 | 生活介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | 重度障害者支援加算Ⅱの算定に当たって、生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者は、週に1回以上の観察し、3か月に1回程度の頻度で支援計画当を見直すこととされているが、実践研修修了者は、基礎研修修了者の数を兼ねることができるのか。 | 配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者であることとしているが、当該生活支援員の数は、常勤換算方法でなく、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めることとしています。実践研修修了者が生活支援員として配置されているのであれば、員数に加えることは可能です。 |
| 86 | 生活介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | 重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲの算定に当たって、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配することが、必要であるが、この加配基準は事業所判断なのか。 | 前提として、常勤換算方法で、指定福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員を越える人員が配置されていることが必要であり、それに加えて必要と認められる数の人員は、当該利用者の支援内容に必要と認められる数の人員を事業所の判断で加配してください。 |
| 87 | 生活介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | 重度障害者支援加算ⅡとⅢは、一事業所内で、AさんはⅡ、BさんはⅢといった利用者さん個人によって算定を変えることは可能か。それとも一事業所として、ⅡかⅢのどちらかしか選択することはできないのか。 | 重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲについては、一事業所内で個人によって算定を変えることは可能です。ただし、重度障害者支援加算Ⅲの対象者に重度障害者支援加算Ⅱを算定することはできません。 |
| 89 | 生活介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | ・入所施設の生活介護（日中）において、9時からサービス提供を行っており、日中出勤帯の職員により17時以降も入浴支援を行っている場合、9時00分～17時00分の8時間以上9時間未満で報酬算定しても問題ないか。 | 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できません。なお、指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができます。 |
| 90 | 生活介護 | 人員基準に関する質問 | 平均利用者数の算出について10時～16時までの利用の算出は一人当たり0.75人の解釈でよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算します。 |
| 93 | 生活介護 | 届出に関する質問 | 福祉専門職員等加算（Ⅰ）と（Ⅲ）を同時に算定する場合、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」以外、何か届けは必要か。 | 体制状況一覧表に記載されている別紙と、その別紙に記入してある必要書類を添付して、加算届を提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html |
| 94 | 就労継続支援（B型） | 届出に関する質問 | R6年3月まで就労継続支援B型（Ⅰ）（7.5：1）を算定していた場合、新たな人員配置6：1を満たした上で就労継続支援B型（Ⅰ）（6：1）を算定する場合、変更届は必要か。 | 加算届を提出しなければ、7.5：1の区分で扱います。 |
| 97 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 支援時間時間区分について、今まではサービス提供時間及び営業時間の設定が必要であったが、時間の設定は営業時間内での設定になるということか。サービス提供時間はもうけなくてよいのか。営業時間内の保護者が希望する時間の預かりでよいのか。 | この度の報酬改定で基本報酬については、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じて評価されることとなりました。「支援の提供時間」は「個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間」です。基本報酬における最長の時間区分を超える時間の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として延長支援加算で評価されます。但し、「開所時間減算」は変更なく、運営規程に定める営業時間(運営規程に定める事業所としてのサービス提供時間)が6時間未満の場合は減算が適用されます。また、延長支援加算を算定する場合、営業時間が6時間以上である必要があります。 |
| 98 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 延長加算について、もし営業時間が9～18時であれば、9時より前の1時間以上又は18時以降の1時間以上でないと取れませんか。それとも、基本報酬における最長の時間区分に対応した時間を超えた時間を預かる場合は、延長が取れるようになりますか。 | 例えば、運営規程に定める学校休業日のサービス提供時間が9時～15時（6時間）で、これまで6時間の支援を行っていた場合は、個々の個別支援計画に定める支援時間は9時～14時、延長支援時間は14時～15時とする等が考えられます。9時より前である必要はありません。延長支援加算の算定要件には、「延長支援時間は計画時間の前後で、1時間以上で設定すること（前後の時間を合算して1時間以上とすることは不可。また、送迎時間は含まない）」「延長支援を行う時間帯に職員を2人以上の従業者を配置すること（利用児童10名以下の場合）。うち、1人以上は人員基準により置くべき従業者（児発管を含む）を配置すること。」などが定められています。延長支援時間の時間設定に際しては、従業者の配置や児童の安全の確保等を勘案してご判断ください。 |
| 99 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 特別支援加算が、専門支援加算になっている。要件は変わらず、看護師等がリハビリなど行った際には算定できますか。OP、PT、ST、心理職員以外は対象にならないですか。 | 「専門的支援体制加算」「専門的支援実施加算」について、基準人員に加え配置される専門職員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員、心理担当職員又は視覚障害児支援担当職員をいいます。看護師は当該加算における専門職員には含まれていません。 |
| 103 | 生活介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | 重心の利用者等への配慮として個別支援計画に基づく標準的な支援時間に基づくとするが、個別支援計画に利用者各人の利用時間を記入する欄を設ければよいのか。また、利用時間が短くなる理由等も必要なのか。 | 厚生労働省のHPに掲載されている生活介護における個別支援計画書参考様式には、支援の標準的な提供時間等を記載する欄が設けられています。参考様式（記載例）を参考に、記入欄を設けてください。 <厚生労働省HPのURL> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html 重症心身障害者等で障害者特性に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、標準的な提供時間に配慮が必要な時間（日々のサービス利用前の受け入れのための準備時間等）を加えることができます。この時間については、支援の標準的な提供時間等を記載する欄に記載してください。なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討し、記録を残しておいてください。また、サービス等利用計画等に位置づけられていることが必要です。 |
| 106 | 同行援護 | 届出に関する質問 | 重度訪問介護・同行援護の特定事業所加算は報酬改定の経過措置がないと思います。こちらは別紙様式15の届出が必要でしょうか。当該事業所は3月31日時点で同行援護の特定事業所加算Ⅱを取得済みで人材要件はサービス提供責任者（サ責）に関する要件です。こちらに変更はありません。（サ責4名、全員が実務経験3年以上の介護福祉士、うち2名は常勤サ責です。）届出が必要な場合、要件を満たす書類は何か必要ですか。よろしくお願います。 | 2024年3月末まで算定していた区分から変更がない場合は書類の提出は不要です。算定する区分を変更する場合は、同行援護の場合は別紙15-3とそれぞれの要件について根拠となる書類の提出が必要になります。 |

| NO. | サービス種類 | 質問項目 | 質問内容詳細（神戸市HP掲載文） | 神戸市の回答 |
|-----|------------|---------------|---|--|
| 111 | 居宅介護 | 届出に関する質問 | 体制状況一覧に関しまして、制度で新しくなった部分が黄色で表示されていますが ①身体拘束、虐待防止、業務継続計画、情報公表は 減算がなしであれば「なし」で届出すれば良いという理解で間違いございませんでしょうか？ ②それぞれの項目毎に適用開始日の欄がありますが、特定事業所加算は従前より取得して「区分に変更がない場合」は 適用開始日は不要でしょうか？ 同じく、処遇改善に関しても、従前から取得している加算は同じ処理でよろしかったでしょうか | ①お見込みの通りです。 ②区分の変更がない加算については、体制状況一覧表への記載は不要です。 |
| 114 | 居宅介護 | 処遇改善加算に関する質問 | 今までは特定処遇改善加算Ⅱを取っていたが、このたび特定処遇改善加算Ⅰを取ろうとしている時、2024年4,5月から新規に算定する場合・加算の区分を変更する場合の計画書・加算届を提出する必要がありますでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 117 | 就労継続支援（B型） | その他 | 2023年度の平均工賃月額算定は、新算定式で算出するのか、以前の算定式で算出するのかどちらかを教えていただきたい。 | 令和6年度の報酬改定で就労継続支援B型については、平均工賃の水準に応じた基本報酬体系の見直しや平均工賃月額算定方法の見直しなどが行われましたので、神戸市ホームページに掲載の新しい届出様式を使用して新しい平均工賃月額の算定方法により届出を提出して下さい。 神戸市HP https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai Fukushi/shinse/kasantodoke.html |
| 129 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 専門的支援実施加算は具体的にどのような内容（個別のみか集団でも可能なか等）で、どのような記録があれば算定可能なのでしょうか。 | 内容については、No. 31の通りです。 専門的支援実施計画の作成については、No. 75の通りです。 加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成してください。 |
| 133 | 居宅介護 | 処遇改善加算に関する質問 | 特定事業所加算の要件につきまして それぞれの要件について根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。と記載があるのですが具体的に必要な書類について教えて頂けると助かります ケアステーションあうるでは特定事業所加算2を算定しています | 提出が必要な書類は、全ての訪問介護員等ごとの研修計画、サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達・報告体制を確認できる書面（フローチャート図等）、加算届出日が属する月の前月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、従業員の資格証の写し、サービス提供責任者の経歴書等になります。その他にも追加で資料の提出を求める場合があります。 |
| 138 | 計画相談支援 | 届出に関する質問 | 【精神障害者支援体制加算（Ⅰ）】 届出様式（別紙35-4）の当該加算の項目の④に、「利用者が通院又は利用する病院等及び訪問看護事業所（療養生活継続支援加算を算定又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしているもの）における保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されている。」とありますが、上記の加算は訪問看護事業所のみにかかるとの理解で良いのでしょうか。 | 「精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所」とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものとされています。 |
| 139 | 障害者支援施設 | 報酬の算定要件に関する質問 | 重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）については、障害者支援施設に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。」とありますが、当施設は、施設入所と生活介護を行っており（施設入所利用者がそのまま生活介護の提供を行う）この場合、両方とも算定できないでしょうか。それとも、施設入所のみ算定できますか。 | ・生活介護を通所で利用している者については、生活介護 ・障害者支援施設に入所している者については、施設入所支援 においてそれぞれ算定してください。 |
| 142 | 就労継続支援（B型） | 届出に関する質問 | 就労継続支援B型事業所で看護師に来て頂く際に事前の届け出は必要か。様式5の別紙1に医療連携の項目がないが、神戸市へ届出の提出が必要ならばどのような書類が必要か。また、医療連携ではどのような記録や対応が必要か。 | 就労継続支援B型事業所における医療連携体制加算は、当該利用者のみでの加算で体制による加算でないため、様式5号の届出は不要です。看護の提供においては、あらかじめ医療機関等と委託契約を締結し、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等個別支援計画等に記載してください。また、当該利用者の看護の提供状況等を記録するとともに、主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告し、その記録を事業所に保管してください。 |
| 147 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 「サービス別の通知」請求事務等に係る注意事項等（障害児通所支援）の資料の中で、神戸市の学校の場合で休業日にあたらぬ例として”始業式、終業式、卒業式”とあるが、入学式は休業日にあたるという解釈であっているか。 | 入学式についても、“始業式、終業式、卒業式”と同様の取り扱いになります。したがって、入学式は学校休業日にあたりません。 |
| 156 | 就労継続支援（B型） | 報酬の算定要件に関する質問 | 高次脳機能障害者支援体制加算の算定要件について、該当する利用者の判断はどのようにするのか。 | 加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認してください。 ・障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書 ・精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書 ・その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。） |
| 157 | 就労継続支援（B型） | 報酬の算定要件に関する質問 | 高次脳機能障害者支援体制加算の算定要件について、加配される従業者は地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害者支援者養成に関する研修を受けた者しか認められないのか。 | お見込みのとおりです。 |
| 158 | 就労継続支援（B型） | 報酬の算定要件に関する質問 | 地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害者支援者養成に関する研修とはどのようなものか。 | 地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害者支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害者支援養成研修の実施について」（令和6年2月19日付け障障発 0219 第1号・障精発0219 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであることとなっております。 |
| 159 | 生活介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件について、加配される従業者の資格要件にある意思疎通に関し専門性を有する職員について、手話通訳等に「失語症者向け意思疎通支援者」は含まれるか。 | 失語症者向け意思疎通支援者は含まれません。 |

| NO. | サービス種類 | 質問項目 | 質問内容詳細（神戸市HP掲載文） | 神戸市の回答 |
|-----|--------|---------------|---|---|
| 163 | 児童発達支援 | 報酬の算定要件に関する質問 | 家族支援加算と子育てサポート加算は同日算定可能か。 | 子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できないものとされています。 |
| 164 | 児童発達支援 | 報酬の算定要件に関する質問 | 視覚聴覚言語機能障害児支援加算の算定要件にある重度の障害のある児で、身体障害者手帳がなく、療育手帳のみの場合は算定できないか。 | 身体障害者手帳の交付を受けていることが基本となります（※）。手帳の等級については、総合的な判定による等級ではなく、視覚、聴覚又は言語機能を理由として、それぞれの等級であることが必要です。（※手帳の判定・取得が困難な事情がある場合であって、同等の障害の程度であると市が判断できるような場合には、対象とする可能性があります。） |
| 165 | 児童発達支援 | 報酬の算定要件に関する質問 | 事業所間連携加算（Ⅰ）で、一人の児に対して同月に複数事業所が開催してしまった場合はそれぞれの算定で可能か。 | 「事業所間連携加算」の本市における運用方法につきましては、現在協議中です。 なお、事業所間連携加算（Ⅰ）は、障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、事業所間で連携し、児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定するもので、連携・取組の中心となるコア連携事業所を評価するものではありません。一人の児童について同一月に複数事業所が算定する状況は想定できません。 |
| 166 | 児童発達支援 | 報酬の算定要件に関する質問 | 事業所間連携加算のコーディネートの中心を担う事業所の明確な要件はあるか。 | 「事業所間連携加算」の本市における運用方法につきましては、現在協議中です。決まり次第お知らせいたします。 |
| 171 | 居宅介護 | 届出に関する質問 | 前年度と同じ区分で算定（継続）するためe-KOBEより計画書を提出しました。6月から制度が変わり新加算になりますが、体制届の提出は必要ですか？神戸市のホームページを見ると、「※体制届・体制状況一覧表は、4,5月分・6月以降分のいずれも提出不要です。」と記載があり、提出不要かと思ったのですが、他の自治体（尼崎市）で、今回制度が変わる為、全事業所提出が必要だと言われました。これまでと同じ区分で算定しますが、今回6月からの新加算において、体制届の提出が必要か教えていただきたいです。ホームページの該当箇所を添付させていただきます。 | 神戸市では体制届・体制状況一覧表は、4,5月分・6月以降分のいずれも提出不要です。神戸市と他の市町村とは取り扱いが異なる場合があります。 |
| 186 | 居宅介護 | 届出に関する質問 | 様式第5号「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の別紙1「体制等状況一覧」において、身体拘束廃止及び虐待防止措置をそれぞれ実施している場合には、共に「1.なし」を届け出るでしていますか。（未実施なしの解釈） | 身体拘束廃止未実施、虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定、情報公表未報告の項目については、減算がなしであれば「1.なし」を選択してください。 |
| 193 | 生活介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | 基本報酬の標準的なサービス提供時間について、「医療的ケアスコア該当、重症心身障害者、行動関連項目合計点数10点以上、盲ろう者等が、障害特性等に起因するやむを得ない理由により利用時間が短時間にならざるを得ない利用者の場合に、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。」とあるが、その中の「盲ろう者等」の「等」に該当する利用者とは、どのような状態の者を指すのか。 | 重度障害者（障害者支援区分5～6に該当）等も、やむを得ない理由により、短時間となる場合も考えられることから、障害特性等により受け入れの準備やサービス提供後の申し送り等で時間を要する利用者の場合は、その要する時間を1日2時間以内であれば、サービス提供時間として差支えない。 |
| 195 | 生活介護 | 報酬の算定要件に関する質問 | 通院等で、早退や遅行する場合は通常の提供時間を算定できるのか | 今回の報酬改定で定められた生活介護における所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるものではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護を行うための標準的な時間に基づき算定されるものであるとされています。 なお、当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないとされていますが、やむを得ない事情等の記録の作成・保管がなければ認められませんので、ご注意ください。また、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討することとされています。 |
| 196 | 児童発達支援 | 届出に関する質問 | 大雨等の警報により、安全の為帰宅させ、支援時間が短くなった場合は、事務所都合として実際の提供時間に応じた報酬算定となるのか。 | 個別支援計画に定める支援時間にて算定可です。 |
| 197 | 児童発達支援 | 届出に関する質問 | 国が示す実績記録票の記載例の中の「算定提供数」の欄は計画時間を入れるとあり、その最下部の欄に合計時間を表示しているが、請求上どのような意味があるのか。区分時間に応じた提供日数で計算する方法ではないのか。 | お見込みのとおり。 |

| NO. | サービス種類 | 質問項目 | 質問内容詳細（神戸市HP掲載文） | 神戸市の回答 |
|-----|------------|---------------|--|---|
| 199 | 共同生活援助 | 報酬の算定要件に関する質問 | 令和6年度より努力義務化、令和7年度より義務化される 地域連携推進会議ですが、 構成員として指定されている、 ・地域住民の代表者とはどのような方が対象となるのか、民生委員の方も含まれるのでしょうか。 ・共同生活援助について知見を有する者とはどのような方が対象となるのでしょうか。 ・市町村の担当者とはどのような方が対象となるのでしょうか、 会議の開催とありますが、構成員全員に出席依頼するも欠席者が出てしまった場合は 欠席扱いで会議開催としてもよいのでしょうか。 記録の公表とありますが、どのような方法が具体的にありますでしょうか。 | ①地域連携会議の構成員 地域連携会議の構成員となる「地域住民の代表者」（地域の関係者）には、自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、商店街の方、学校関係者、地域で活動しているNPO法人、地域の障害当事者、施設の近隣の住民などが想定されます。 「共同生活援助について知見を有する者」とは「福祉・経営に知見のある人」が想定されており、「福祉に知見がある人」とは、施設等のある地域で活動している他の障害サービス事業者や障害関係の事業を実施している者、介護保険サービスや児童福祉サービスを運営している事業者、学識経験者、福祉関係の事業を実施するNPO法人などが想定されます（なお、同一法人またはその他系列法人に所属する者を選任するのは望ましくありません）。また、「経営に知見のある人」とは、障害福祉サービス、介護保険サービス、児童福祉施設の運営等の経営に携わっている人や、財務諸表等から経営状況を把握しアドバイスできる人を想定しています。 「市町村担当者等」については、施設所在市町村の障害福祉所管課等の担当者等や、基幹相談支援センターの職員や市町村（自立支援）協議会の構成員などが想定されています。 ②会議の開催について 会議の開催に当たり、構成員がやむを得ず欠席する場合は、事前に会議資料を送付し、意見・要望等を聴取することが望ましいです。 ③記録の公表について ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、多くの方が閲覧可能になるように広く公表してください。 |
| 201 | 生活介護 | 運営基準に関する質問 | 利用実績表が令和6年度より変更となり、利用者確認印となっていたものが利用者確認欄となっているので、押印を求めず☑だけでもよろしいか。 | サービス提供実績記録票などの利用者確認欄については、実際に利用者が確認したということがわかるよう、利用者による署名を求める、自署が困難な場合は、利用者の押印を求めてください。 |
| 236 | 放課後等デイサービス | その他 | 受給者証への記載について ・4/12発表の障害児支援Q&A Vol2 2. 放課後等デイサービス 個別サポート加算についての回答に、強度行動障害児支援加算と個別サポート加算は合わせてとれると記載がありますが、両方加算が取れる方の受給者証には、強度行動障害と個別サポート加算 両方記載されるということでしょうか？ ・またケアニーズの高い障害児と、著しく重度の障害児の違いは、個別支援計画書に記載されるのでしょうか？ | ①お見込みのとおり。 ②受給者証には以下のように印字されます。 ・ケアニーズの高い障害児 「放課後等デイ加算サポートⅠ」 ・著しく重度の障害児 「放課後等デイサポートⅠ 重度」 (①②ともに神戸市が発行したものに限る。) |
| 275 | 放課後等デイサービス | 人員基準に関する質問 | 延長支援時間は営業時間内で設定してもよいということだが、例えばサービス提供時間9時～15時、計画時間9時～14時、延長支援時間14時～15時と設定した場合、人員基準上サービス提供時間内に通じて配置しないといけない児童指導員2名は14時～15時にも配置しておかないといけないのか。それとも延長支援の要件である、人員基準1名(児発管を含む)＋その他1名でも良いのか。 | 延長支援加算についてはNo. 6、No. 98の通りです。 基準人員は、事業所としてサービスの提供を行う時間帯を通じて配置する必要があります。 |
| 277 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 延長支援加算の算定要件である、運営規程に定められている営業時間が6時間以上であることは、学校休業日についての表記との理解でよいですか。平日についてはどのような定めがありますか。3時間あれば問題ありませんか。 | No. 6及びNo. 226を参照してください。 |
| 301 | 放課後等デイサービス | 報酬の算定要件に関する質問 | 専門的支援実施加算計画書の「保護者の同意」は、口頭のみで問題ないですか。 | 専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得ることとされています。説明し、同意を得たことが分かるように記録してください。 |